

(参考資料 3)

秘密情報の取扱いについて

1 . 法律の規定ぶり

PRTR制度の下では、請求に基づき、個別の届出事業者に関する全ての届出事項（化学物質名、事業所名、排出量等）が開示されることとなるが、これらの中には当該届出事業者の正当な秘密情報と関連性を有するものが想定され、その場合これらを公表することは当該届出事業者の競争上の地位等を害するおそれがあることから、諸外国の例においても、秘密情報の保護に関する規定が置かれているのが通例である。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（化学物質管理促進法、PRTR法）において、秘密情報^{（注）}として保護されるためには、届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が、秘密として管理されている、生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもの」であることが必要とされている（法第6条第1項）。

秘密情報に該当するか否かの判断は、第一種指定化学物質等取扱事業者の請求に基づき、事業を所管する大臣が行う（同条第4項及び第5項）。

また、秘密情報に該当すると認められた場合、第一種指定化学物質の名称に代えて「対応化学物質分類名」（大括りの名称）によってファイルに記録され（法第7条1項）、開示についてもその対応化学物質分類名で行われる。

（注）本法においては、不正競争防止法の「営業秘密」の定義から「営業上の情報」が除かれているので、ここでは区別して「秘密情報」と表記する。

2 . 秘密情報の要件とその考え方

(1) 基本的な考え方

法第6条第1項は、不正競争防止法の営業秘密に関する規定をモデルとしており、同法の実際の運用を適宜参考にしつつ、一方で、本法における秘密情報の判断は、PRTR制度の目的に沿うよう、客観的な基準に照らして、厳格かつ限定的に行うことが必要である。

(2) 各要件の具体的な内容

法第6条第1項に規定されている各要件は、不正競争防止法の営業秘密に関する規定の実際の運用等に照らし、以下のように解することが適当と考えられる。

届出事項と秘密情報の関連性

第一種指定化学物質の名称及びその年間の排出量等が開示されることによって、事業者の技術上の情報が競業者等に知られてしまう可能性がないような場合には、秘密情報と扱うのは不適切である。

秘密として管理されていること（秘密管理）

請求を行う事業者は、その事業所内で秘密情報であることが客観的に認識できる状態で管理していなければならない、その事業所の外へ当該情報を提供する際には、提供相手が確実に当該情報の管理を行うよう適切な措置を講じていなければならない。通常は、秘密情報の収納・保管・破棄方法等を定めた管理規定等管理体制の整備がなされていないなかったり、秘密情報とされる情報を含む製品の販売にあたって秘密保持契約を結んでいないような場合には、秘密として管理しているとは認められないと考えられる。

（参考）エーアンドネイチャー事件判決（札幌地裁平成6年7月8日決定）は、「(i) 当該情報にアクセスできる者を制限していること、(ii) 当該情報にアクセスした者に対し、権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていること、(iii) 当該情報にアクセスした者に当該情報が財産的情報であることを認識できるようにしていること」を「秘密として管理している」状況の判断基準として挙げている。

生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であること（有用性）

保護の対象となるのは、財・サービスの提供活動に関し、生産、研究開発、経営効率の改善等の事業活動に有用な価値を有する「技術上の」情報であり、例えば、製品の製法、生産工程の効率改善のための技術等が該当すると考えられる。

公然と知られていないこと（非公知性）

秘密情報が不特定の者に知りうる状態にはないことであり、例えば、学会誌等に既に発表されていたり、特許の取得によって公になってしまっている情報については、「公然と知られていない」とは認められないと考えられる。また、事業者が販売している製品について、リバース・エンジニアリングによって容易に秘密とされる情報が明らかになってしまう場合、当該製品の組成に関する情報が公然と知られていないとは認められないと考えられる。

（参考）フォセコ・ジャパン事件判決（奈良地裁昭和45年10月23日判決）は、製品の成分の「完全な分析は高度の専門的知識と技術をもってしても相当に困難なことで、相当長期の研究が必要である」ことなどから、当該情報が公知であるとは言えない旨を判示した。

3．対応化学物質分類名について

(1) 分類の基本的な考え方

秘密情報を保護するために、具体的な化学物質名に代えて大括りの対応化学物質分類名を開示するという当該規定の趣旨に照し、個別化学物質が特定されないよう秘密性を確保しつつ、排出されている化学物質の性質に関する何らかの有用な情報が明らかになるような分類とすることが必要であると考えられる。

また、届出事業者の裁量で分類名は自由に記載できるとする方法や、国が示す分類に従って届出事業者が当該分類を選択する方法も考えられるが、当該請求に係る対応分類の統一性を担保する観点から、具体的な化学物質名に一対一対応する対応化学物質分類名を国が定めるのが適当であると考えられる。

(2) 分類方法の検討

通常、化学物質の分類方法として考えられるのは、構造分類である。構造分類は、一般的には、機械的・中立的に分類が可能であり、また、化学物質の性質に関する基本的な情報を提供することができると考えられる。

何らかの有用な情報の提供という観点からは、例えば、人の健康への影響に基づいて分類するという事も考えられるが、全ての対象物質について十分なデータが揃っておらず、現時点においては、多岐にわたる毒性項目を基に一律の分類を簡易に行うことは困難である。また、化学物質の環境中での存在量や生産・輸入量で分類するといった方法も考えられるが、これらの量は年とともに変動し、そのたびに区分が変更されることとなり不適切であると考えられる。

(3) 具体的な分類（案）

我が国において30年近くにわたり一般的に使われ、体系的に整理された化学物質の構造分類方法である化学物質審査規制法（化審法）の既存化学物質名簿における構造分類を参考とし、必要以上に細分化した分類とすることによって個別の化学物質名が類推されることのないよう若干の補正を加え、一つの区分に10数種から40種類程度の第一種指定化学物質が分類されるよう、総計13の対応化学物質分類名の区分を設定した（別添参照）。

（注） なお、有機金属化合物及び高分子化合物については、以下のとおり整理した。
有機金属化合物は、その有機部分の構造により複数の分類にまたがり特定できないため、「無機化合物及び有機金属化合物」として、「第一分類」に分類した。
高分子化合物の4物質は、その基本骨格から「第三分類」、「第八分類」又は「第十一分類」に分類した。

4．請求に際しての提出書類

届出事業者が秘密情報の請求をする際には、主務大臣は、所定の様式に従った請求書に加えて、秘密情報に関する各要件の立証に資する書類の提出を求めるべきである。

5．秘密情報の審査制度の今後の運用について

本法における秘密情報に関する制度が濫用されることなく、可能な限り統一的な運用が図られるよう、各主務省庁において共通に適用される具体的な審査基準を作成し、公表するものとする。

また、関係省庁連絡会議等を通じて、秘密情報に関する制度の運用に関して各主務省庁間の連携を密にすることとする。